

指定物質一覧（水質汚濁防止法施行令第3条の3関係）

番号	物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル（別名MTBE）
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1,2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト （別名オキシデプロホス又はESP）
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ-ジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル （別名フェノブカルブ又はBPMC）
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド （別名プロピザミド）
32	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
33	チオりん酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) （別名フェニトロチオン又はMEP）
34	チオりん酸S-ベンジル-O-O-ジイソプロピル （別名イプロベンホス又はIBP）
35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル （別名イソプロチオラン）
36	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)（別名ダイアジノン）
37	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) （別名イソキサチオン）

38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
39	チオリン酸0,0-ジエチル-0- (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
41	エチル=(Z)-3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 及びその塩
59	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩